

議案第 8 号

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 13 条の規定による消防団員の処遇改善を実施するため、条例の一部を改正するものです。

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「たえない」を「堪えない」に改め、同項第3号中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号又は第2号」に改める。

第9条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬、出勤報酬及び特別報酬とする。

第13条第2項中「の職務に」を「が災害の職務に従事し、かつ、その職務において」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 団員には、次により年額報酬を支給する。

区分	報酬の額
団長	年額 160,000円
副団長	年額 112,000円
分団長	年額 85,000円
副分団長	年額 50,000円
部長	年額 40,000円
班長	年額 37,000円
その他の基本団員	年額 36,500円
機能別団員	年額 12,000円

3 団員が災害、警戒、訓練、会議その他の職務に従事した場合には、次により出勤報酬を支給する。

職務	報酬の額
----	------

災害	日額 8,000円（従事した時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円）
警戒	日額 4,000円（従事した時間が2時間未満の場合にあつては、2,000円）
訓練	日額 4,000円（従事した時間が2時間未満の場合にあつては、2,000円）
会議	日額 2,000円
その他の職務	日額 4,000円（従事した時間が2時間未満の場合にあつては2,000円、宿泊を伴う場合にあつては8,000円）

第13条に次の1項を加える。

- 5 報酬の支給方法については、白井市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号。
以下「非常勤特別職条例」という。）の例による。

第14条第1項及び第2項を次のように改める。

団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償
として旅費を支給する。

- 2 市外に居住する団員（市内に勤務する者を除く。）が、当該職
務に従事するために、市外の居住地又は勤務地からその目的地ま
で移動したときは、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による
移動に要する費用の相当額を費用弁償として支給することができる。
ただし、任命権者が特に支給することを必要と認めた場合は
この限りでない。

第14条第3項中「報酬及び費用弁償の」を「費用弁償の額及
び」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条
の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る報酬及び費用弁償について適用し、同日前に従事した職務に係る報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

議案第8号資料

○白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年条例第12号）新旧対照表

改正案	現行																								
(略)	(略)																								
(分限)	(分限)																								
第6条 (略)	第6条 (略)																								
(1) (略)	(1) (略)																								
(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに <u>堪えない</u> 場合	(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに <u>たえない</u> 場合																								
(3) 前2号に規定する場合のほか、 <u>団員</u> に必要な適格性を欠く場合	(3) 前2号に規定する場合のほか、 <u>消防団員</u> に必要な適格性を欠く場合																								
(4) (略)	(4) (略)																								
2 (略)	2 (略)																								
(1) 前条第1号又は第2号 _____ に該当するに至ったとき。	(1) 前条第3号を除く各号の <u>いずれか</u> に該当するに至ったとき。																								
(2) (略)	(2) (略)																								
(略)	(略)																								
(職務規律)	(職務規律)																								
第9条 団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。	第9条 団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、 <u>水火災その他の災害</u> の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し職務に従事しなければならない。																								
(略)	(略)																								
(報酬)	(報酬)																								
第13条 <u>団員の報酬は、年額報酬、出動報酬及び特別報酬とする。</u>	第13条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u>																								
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">団長</td> <td style="padding: 2px;">年額</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">154,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副団長</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">111,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">分団長</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">副分団長</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">46,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">部長</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">39,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">班長</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">団員</td> <td style="padding: 2px;">同</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">28,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">機能別団員</td> <td style="padding: 2px;">日額</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">2,000円</td> </tr> </table>	団長	年額	154,000円	副団長	同	111,000円	分団長	同	70,000円	副分団長	同	46,000円	部長	同	39,000円	班長	同	30,000円	団員	同	28,000円	機能別団員	日額	2,000円
団長	年額	154,000円																							
副団長	同	111,000円																							
分団長	同	70,000円																							
副分団長	同	46,000円																							
部長	同	39,000円																							
班長	同	30,000円																							
団員	同	28,000円																							
機能別団員	日額	2,000円																							
2 <u>団員には、次により年額報酬を支給する。</u>	(新設)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 160,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 112,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 85,000円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 50,000円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 40,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の基本団員</td> <td>年額 36,500円</td> </tr> <tr> <td>機能別団員</td> <td>年額 12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	団長	年額 160,000円	副団長	年額 112,000円	分団長	年額 85,000円	副分団長	年額 50,000円	部長	年額 40,000円	班長	年額 37,000円	その他の基本団員	年額 36,500円	機能別団員	年額 12,000円							
区分	報酬の額																								
団長	年額 160,000円																								
副団長	年額 112,000円																								
分団長	年額 85,000円																								
副分団長	年額 50,000円																								
部長	年額 40,000円																								
班長	年額 37,000円																								
その他の基本団員	年額 36,500円																								
機能別団員	年額 12,000円																								
3 <u>団員が災害、警戒、訓練、会議その他の職務に従事した場合においては、次により出動報酬を支給する。</u>	(新設)																								

職務	報酬の額
災害	日額 8,000円 (従事した時間が4時間未満の場合にあつては、4,000円)
警戒	日額 4,000円 (従事した時間が2時間未満の場合にあつては、2,000円)
訓練	日額 4,000円 (従事した時間が2時間未満の場合にあつては、2,000円)
会議	日額 2,000円
その他の職務	日額 4,000円 (従事した時間が2時間未満の場合にあつては2,000円、宿泊を伴う場合にあつては8,000円)

4 市長は、団員が災害の職務に従事し、かつ、その職務において特別の功労があると認めた場合は、1日につき5,000円以内で特別報酬を支給することができる。

5 報酬の支給方法については、白井市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号。以下「非常勤特別職条例」という。）の例による。

(費用弁償)

第14条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 市外に居住する団員（市内に勤務する者を除く。）が、当該職務に従事するために、市外の居住地又は勤務地からその目的地まで移動したときは、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による移動に要する費用の相当額を費用弁償として支給することができる。ただし、任命権者が特に支給することを必要と認めた場合はこの限りでない。

3 費用弁償の額及び支給方法については、非常勤特別職条例の例による。

(略)

2 市長は、団員の職務に特別の功労があると認めた場合は、1日につき5,000円以内で特別報酬を支給することができる。

(新設)

(費用弁償)

第14条 団員が火災、風水害、警戒、訓練等に出動した場合は、次により費用弁償を支給する。

1回につき 2,200円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、白井市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第5号。以下「非常勤特別職条例」という。）第4条の規定による額を支給する。

3 報酬及び費用弁償の支給方法については、非常勤特別職条例の例による。

(略)